

大和市教育委員会 7 月定例会

日 時 平成 30 年 7 月 26 日

午前 10 時 00 分

場 所 全員協議会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 29 号) 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取について

日程第 2 (議案第 30 号) 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 31 号) 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 4 (議案第 32 号) 平成 30 年度大和市奨学生の決定について

日程第 5 (議案第 33 号) 平成 31 年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書の採択について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 29 号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取
について

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 30 年 7 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成 30 年 月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局
大和市教育局委員会

教育長 柿 本 隆 夫

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取
について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見聴取された上記の件について、特段の意見はありません。



平成30年7月10日

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫 殿

大和市長 大 木



住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案について（意見聴取）

このことについて別添の住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見聴取します。

事務担当 街づくり計画部 街づくり計画課 都市計画担当

内線 5443

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(大和市コミュニティセンター設置条例の一部改正)

第1条 大和市コミュニティセンター設置条例(昭和54年大和市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第13条中「、その他」を「その他」に改める。

第27条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1大和市コミュニティセンター中央林間会館の項中「大和市下鶴間4444番地2」を「大和市中心林間六丁目26番7号」に改める。

(大和市児童館条例の一部改正)

第2条 大和市児童館条例(昭和44年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条中「、その他」を「その他」に改める。

第22条第2項中「取消され」を「取り消され」に改める。

第24条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表大和市中心林間児童館の項中「大和市下鶴間4444番地2」を「大和市中心林間六丁目26番7号」に改める。

(大和市立の学校設置に関する条例の一部改正)

第3条 大和市立の学校設置に関する条例(昭和39年大和市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1大和市立中央林間小学校の項中「神奈川県大和市下鶴間1450番地29」を「神奈川県大和市中心林間九丁目54番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月9日から施行する。

議案第 30 号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願
いたく提案する。

平成 30 年 7 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び調理実習室」を「、調理実習室及びアリーナ」に改める。

第5条第1項中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

第18条（見出しを含む。）中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

別表第1中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

1 会議室等の適用（アリーナの個人利用を除く。）

	利用時間（利用時間）の区分
1	午前9時から午前11時まで
2	午前11時から午後1時まで
3	午後1時30分から午後3時30分まで
4	午後3時30分から午後5時30分まで
5	午後5時30分から午後7時30分まで
6	午後7時30分から午後9時30分まで

2 アリーナの個人利用の適用

	利用時間の区分
1	午前9時から正午まで
2	正午から午後3時まで
3	午後3時から午後6時まで
4	午後6時から午後9時まで

別表第4適用する室、大和市林間学習センターの欄を削る。

別表第5、1 会議室の適用の表中「会議室等」を「大和市生涯学習センターの会議室等」に改め、同表、適用する室の欄を次のように改める。

適用する室
講習室（601）
会議室（602及び610）
会議室（603）
会議室（604、605、606、607及び609）
スタジオ大（301）
スタジオ中（302）
スタジオ小（303）
和室（608）
文化創造室・会議室（612）
調理実習室・会議室（611）

別表第5、2 附属設備及び備品の適用の表中「附属設備」を「大和市生涯学習センターの附属設備」に改め、同表に次のように加える。

3 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
会議室1	会議室1
会議室2	会議室2
会議室3	会議室3
会議室4	会議室4
会議室5	会議室5
多目的室	会議室6
	会議室7
	会議室8
アリーナ	全面
	1/2
	個人利用

4 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの附属設備及び備品の適用

附属設備及び備品\区分	単位	適用する設備及び備品
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルPAパック、プロジェクター等

別表第6第1号及び第8号中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

大和市生涯学習センター条例施行規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(登録の申請)</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、スタジオ、美術・工芸室、調理実習室及びアリーナ（以下「会議室等」という。）並びに大和市渋谷学習センター多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）を使用し、又は利用するための登録を受けようとする者（個人にあつては、大和市生涯学習センタースタジオ（中）及びスタジオ（小）を利用しようとする者に限る。）は、必要に応じ活動内容がわかる書類等を添えて、生涯学習センター登録申請書を教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>(使用申請)</p> <p>第5条 条例第10条の規定により生涯学習センター（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターを除く。以下同じ。）の会議室等及び多目的ホールの使用を受けようとする者は、次に掲げる事項について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項について承認を受けようとする者（平成17年行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号。以下「情報通信条例」という。）第3条に基づき電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）により、教育委員会に使用申請を行わなければならない。）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの利用への準用)</p> <p>第18条 第5条から前条まで（第5条第4項、第6条第1項第2号及び第7条第3項を除く。）の規定は、大和市生涯学習センター及び大</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、スタジオ、美術・工芸室及び調理実習室（以下「会議室等」という。）並びに大和市渋谷学習センター多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）を使用し、又は利用するための登録を受けようとする者（個人にあつては、大和市生涯学習センタースタジオ（中）及びスタジオ（小）を利用しようとする者に限る。）は、必要に応じ活動内容がわかる書類等を添えて、生涯学習センター登録申請書を教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>(使用申請)</p> <p>第5条 条例第10条の規定により生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。以下同じ。）の会議室等及び多目的ホールの使用について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項について承認を受けようとする者（平成17年行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号。以下「情報通信条例」という。）第3条に基づき電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）により、教育委員会に使用申請を行わなければならない。）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(大和市生涯学習センターの利用への準用)</p> <p>第18条 第5条から前条まで（第5条第4項、第6条第1項第2号及び第7条第3項を除く。）の規定は、大和市生涯学習センターの利用</p>

和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの利用について準用する。
この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「使用」とあ
るのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、
「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用料」とあるのは「利用料
金」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす
る。

略	第5条第1項	生涯学習センター（大和 市生涯学習センター及び大和 市北部文化・スポーツ・子育て センターを除く。以下同じ。）	大和 市生涯学習センター及び大和 市北部文化・スポーツ・子育て センター
略	第7条第1項、第13条及び第14条	生涯学習センター	大和 市生涯学習センター及び大和 市北部文化・スポーツ・子育て センター

別表第1（第5条関係）

略	使用日（大和 市生涯学習センター及び大和 市北部文化・スポーツ・子育て センター）	使用日の属する月 の2月（本市に居 住し、通勤し、又 は通学する個人以 外）	使用の前まで。 ただし、使用日の午 後5時までとす る。
略	使用日（大和 市生涯学習センター）	使用日の属する月 の2月（本市に居 住し、通勤し、又 は通学する個人以 外）	使用の前まで。 ただし、使用日の午 後5時までとす る。

について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含
む。）中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは
「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用料」
とあるのは「利用料金」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に
読み替えるものとする。

略	第5条第1項	生涯学習センター（大和 市生涯学習センターを除 く。以下同じ。）	大和 市生涯学習センター
略	第7条第1項、第13条及び第14条	生涯学習センター	大和 市生涯学習センター

別表第1（第5条関係）

略	使用日（大和 市生涯学習センター）	使用日の属する月 の2月（本市に居 住し、通勤し、又 は通学する個人以 外）	使用の前まで。 ただし、使用日の午 後5時までとす る。
略	使用日（大和 市生涯学習センター）	使用日の属する月 の2月（本市に居 住し、通勤し、又 は通学する個人以 外）	使用の前まで。 ただし、使用日の午 後5時までとす る。

は、その翌日とす	ターにおいては、午後9時15分。以下この表において同じ。)までとする。	は、1月)前の初
る。		

別表第3 (第7条関係)

略

る月の3月前の12	ただし、使用日の午後5時(大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター)においては、午後9時15分。以下この表において同じ。)までとする。	は、1月)前の初
日から。ただし、		
休館日のときは、		
その翌日とする。		

別表第3 (第7条関係)

1 会議室等の適用 (アリーナの個人利用を除く。)

略

2 アリーナの個人利用の適用

	利用時間の区分
1	午前9時から正午まで
2	正午から午後3時まで
3	午後3時から午後6時まで
4	午後6時から午後9時まで

別表第4 (第9条関係)

会議室等基本使用料の適用

室名\区分	適用する室
大和市つ	大和市桜丘学習センター
大和市つ	大和市つきみ野学習センター
会議室	201会議室、202会議室及び104会議室
	303会議室

略

別表第4 (第9条関係)

会議室等基本使用料の適用

室名\区分	適用する室
大和市つ	大和市林間学習センター
大和市つ	大和市つきみ野学習センター
会議室	201会議室、202会議室及び104会議室
	201会議室及び303会議室

略

集会室	203集会室	301集会室
和室	301和室及び302和室	102和室

別表第5 (第9条関係)

1 大和市生涯学習センターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
講習室	講習室(601)
大会議室	会議室(602及び610)
中会議室	会議室(603)
小会議室	会議室(604、605、606、607及び609)
スタジオ(大)	スタジオ大(301)
スタジオ(中)	スタジオ中(302)
スタジオ(小)	スタジオ小(303)
和室	和室(608)
美術・工芸室	文化創造室・会議室(612)
調理実習室	調理実習室・会議室(611)

2 大和市生涯学習センターの附属設備及び備品の適用

略

3 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
会議室1	会議室1
会議室2	会議室2
会議室3	会議室3
会議室4	会議室4
会議室5	会議室5

集会室	203集会室	301集会室	301集会室
和室	301和室及び302和室	103和室	102和室

別表第5 (第9条関係)

1 会議室等の適用

室名\区分	適用する室
講習室	講習室C
大会議室	会議室(6-1及び6-10)
中会議室	会議室(6-5)
小会議室	会議室(6-6、6-7、6-8、6-9及び6-11)
スタジオ(大)	スタジオA
スタジオ(中)	スタジオB
スタジオ(小)	スタジオC
和室	和室
美術・工芸室	講習室A
調理実習室	講習室B

2 附属設備及び備品の適用

略

多目的室	会議室 6	会議室 6
	会議室 7	会議室 7
	会議室 8	会議室 8
アリーナ	全面	アリーナ (全面)
	1 / 2	アリーナ (1 / 2)
	個人利用	アリーナ (個人利用)

4 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの附属設備及び備品の適用

附属設備及び備品\区分	単位	適用する設備及び備品
貸出設備、備品等	1 区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルP A パック、プロジェクター等

別表第 6 (第11条関係)

略	1	市 (大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター) においては、指定管理者を含む。) が主催又は共催する事業等に使用し、又は利用するとき	金額
	8	その他指定管理者が特に必要があると認めるとき指定管理者が定 (大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターに限る。)	める割合

別表第 6 (第11条関係)

略	1	市 (大和市生涯学習センターにおいては、指定管理者を含む。) が主催又は共催する事業等に使用し、又は利用するとき	金額
	8	その他指定管理者が特に必要があると認めるとき指定管理者が定 (大和市生涯学習センターに限る。)	める割合

議案第 31 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の
一部を改正する規則について

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 7 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1、4の項第13号及び同項第14号中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

別表第3 図書・学び交流課、公民館の項中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

大和市教育局委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
事務	職員	事務	職員
(1)～(12) 略	文化スポーツ部長及び図書・学	(1)～(12) 略	文化スポーツ部
(13) 生涯学習センター(大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターを除く。)の管理運営に関すること。	長及び図書・学 び交流課の職員	(13) 生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の管理運営に関すること。	長及び図書・学 び交流課の職員
4	(14) 大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターに関すること。	(14) 大和市生涯学習センターに関すること。	
(15)～(25) 略		(15)～(25) 略	
略	略	略	略
別表第3 (第4条関係)		別表第3 (第4条関係)	
補助執行させる課	課長	課長	備考
公民館	生涯学習センター(大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ子育てセンターを除く。)の使用の承認にか	生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の使用の承認にか	教育長
略	かるもの(所定職員に専決させること。)	かるもの(大和市生涯学習センターを除く。)の使用の承認にか	部長
略	略	かるもの(所定職員に専決させること。)	次長
略	略	略	略
図書・学 び交流課	生涯学習センター(大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ子育てセンターを除く。)の使用の承認にか	生涯学習センター(大和市生涯学習センターを除く。)の使用の承認にか	公民館
略	かるもの(所定職員に専決させること。)	かるもの(大和市生涯学習センターを除く。)の使用の承認にか	略
略	略	かるもの(所定職員に専決させること。)	略
略	略	略	略

	<p>⑤ 生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の講座、展示会及び実務集会の開催その他軽易なもの（所定職員に専決させるところ。）</p>	<p>③ 生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの</p>
略		

	<p>⑤ 生涯学習センター（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターを除く。）の講座、展示会その他各種集会の開催及び実務集会の開催その他軽易なもの（所定職員に専決させるところ。）</p>	<p>③ 生涯学習センター（大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターを除く。）の講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの</p>
略		

議案第 32 号

平成 30 年度大和市奨学生の決定について

奨学生の選考にあたり、大和市奨学生選考審査会より答申を受けたので、平成 30 年度大和市奨学生の決定について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 7 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年7月18日

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫

大和市奨学選考審
査会 会長 藤井 明



平成30年度大和市奨学生選考について（答申）
（対平成30年6月28日付諮問）

このことについて、大和市奨学生選考審査会（平成30年7月11日）において審査した結果、平成30年度大和市奨学生として別紙名簿に登載された者を
適当と認めます。

議案第 33 号

平成 31 年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書の
採択について

平成 31 年度使用中学校「特別の教科道徳」教科用図書の採択について、大和
市教科用図書採択検討委員会より答申を受けたので、審議願いたく提案する。

平成 30 年 7 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成30年7月17日

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫 様

大和市教科用図書
採択検討委員会
委員長 濱田 嘉晴



平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択に係る
調査検討について (答申)

このことについて、大和市教科用図書採択方針に基づき、調査検討を行いましたので、別紙報告書のとおり答申いたします。

平成31年度使用中学校「特別の教科道徳」教科書目録掲載教科書一覧

教科・種目 使用学年	発行者 番号	発行者名	略称	書名
特別の教科道徳 【8種】 1～3年 使用	2	東京書籍	東書	新しい道徳 ※1～3年（各1冊）
	11	学校図書	学図	輝け 未来 中学校道徳 ※1～3年（各1冊）
	17	教育出版	教出	中学道徳 とびだそう未来へ ※1～3年（各1冊）
	38	光村図書	光村	中学道徳 きみが いちばん ひかるとき ※1～3年（各1冊）
	116	日本文教出版	日文	中学道徳 あすを生きる 中学道徳 あすを生きる 道徳ノート ※1～3年（各1冊）
	224	学研教育みらい	学研	中学生の道徳 明日への扉 ※1～3年（各1冊）
	232	廣濟堂あかつき	廣あかつき	中学生の道徳 自分を見つめる1 中学生の道徳 自分を考える2 中学生の道徳 自分をのばす3 中学生の道徳ノート 自分を見つめる1 中学生の道徳ノート 自分を考える2 中学生の道徳ノート 自分をのばす3 ※1～3年（各1冊）
	233	日本教科書	日科	道徳 中学校1 生き方から学ぶ 道徳 中学校2 生き方を見つめる 道徳 中学校3 生き方を創造する ※1～3年（各1冊）